

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（林業・木材産業関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 伐採等のために使用する機械の動力源に供する軽油を使用する林業者、素材生産業者及び木材の積卸し等のために使用する機械の動力源に供する軽油を使用する木材加工業者、木材市場業者、パーク堆肥製造業者</p> <p>・特例措置の内容 軽油引取税は、軽油の製造業者又は輸入業者及び元売り業者から軽油の引取りを行う者に対し課税されるが、林業・木材加工業等を営む者が、林業及び木材の積卸し等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、所定の手続を経た上で免税（軽油引取税：32,100円／キロリットル）。</p>		
[関係条文]	[地法附12の2の7]		
減収見込額	[初年度] - (▲5,282)	[平年度] - (▲5,497)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内の人工林資源が利用期を迎える中、令和3年6月に策定された森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）では、再造林等による森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を推進し、地域の林業・木材産業を持続的かつ健全に発展させるとともに、森林の多面的機能を十分に発揮させ、2050年カーボンニュートラルにも貢献していくこととしており、これに向けて、令和12年度までに国産材の供給量4,200万m<sup>3</sup>を達成することとしている。</p> <p>また、基本計画策定以降にも、木材の自給率が4割程度の現状の中、世界的な木材需給の変動等の影響による令和3年の輸入木材の入手難・価格高騰や、令和4年のロシアからの一部の木材輸入停止などにより、国内の住宅産業等をはじめとする社会・経済に混乱が生じ、輸入材の供給リスクが顕在化したことから、住宅供給会社等の需要者側から国産材の安定供給拡大に対するニーズがより一層高まっている。今後、国産材を持続的かつ安定的に供給し、国産材のシェアを高め、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造を構築していくことが求められており、こうした面からも基本計画を迅速かつ着実に実行していく必要がある。</p> <p>さらに、花粉症という社会問題の解決に向けて、岸田総理指示のもと、令和5年5月30日に花粉症対策の全体像がとりまとめられ、関係省庁の縦割りを排し、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化や、スギ材需要の拡大等の発生源対策を強力に推進していくこととされたところ。</p> <p>これらに向けては、林業・木材産業の経営の安定化が不可欠であるが、林業・木材産業を営む上では、林業及び木材の積卸し等に用いる機械の動力源の用に供される軽油は必要不可欠な生産資材であり、本特例措置を講じ、林業・木材産業の生産コストの負担を軽減することで、林業・木材産業の経営の安定化を図り、持続的かつ安定的な国産材の供給と、林業・木材産業の健全な発展、森林の有する多面的機能の発揮に繋げることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 政府は、林業・木材産業における国産材供給拡大等に向けた取組を促進しているが、木材供給の6割のシェアを占める輸入木材等とのコスト競争環境は依然厳しい状況にある。また、燃油や電気をはじめとするエネルギーや資材の価格高騰が継続しているとともに、今後、賃上げへの対応やいわゆる2024年問題による流通コストの上昇などに加え、令和3年12月以降、持ち家の着工の減少が続く木材需要が落ち込み、さらに世界的なインフレや金融不安による景気減退の懸念など需要面でも先行きは不透明であり、令和6年度以降も、林業・木材産業の経営を取り巻く状況は予断を許さないものとなっている。こうした厳しい情勢の中、本特例措置による負担軽減が無ければ、林業・木材産業の経営が悪化し、持続的かつ安定的な国産材の供給や、林業・木材産業の発展等の実現が困難となるため、本特例措置の継続を要望する。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保</p>																								
	政策の達成目標	生産コストの低減による林業・木材産業の経営の安定化等を通じて、令和12年の国産材の供給量4,200万m <sup>3</sup> の達成を図り、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と森林の多面的機能の発揮に貢献する。																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。																								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																								
	政策目標の達成状況	令和3年の国産材の供給量は3,400万m <sup>3</sup> であり、目標達成に向け、本特例措置を含めさらなる取組が必要。																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年度（見込み）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>林業者等</th> <th>木材加工業</th> <th>木材市場業</th> <th>パーク堆肥製造業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数（千人）</td> <td>2.1</td> <td>1.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>適用数量（千kl）</td> <td>108</td> <td>40</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>3,482</td> <td>1,295</td> <td>287</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table>					区分	林業者等	木材加工業	木材市場業	パーク堆肥製造業	対象者数（千人）	2.1	1.4	0.3	0.1	適用数量（千kl）	108	40	9	7	減税見込額（百万円）	3,482	1,295	287	218
	区分	林業者等	木材加工業	木材市場業	パーク堆肥製造業																					
対象者数（千人）	2.1	1.4	0.3	0.1																						
適用数量（千kl）	108	40	9	7																						
減税見込額（百万円）	3,482	1,295	287	218																						
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>軽油は林業・木材産業に必要不可欠な生産資材であり、その使用量は軽油の価格変動に左右されないことから、価格変動の影響が収益に直接影響を及ぼすこととなる。また、本特例措置が廃止された場合に、生産コスト増分を木材価格に転嫁することは容易ではないことから、本特例措置は林業・木材産業の経営安定化に有効であり、安定的な国産材の供給や、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と森林の多面的機能の発揮に貢献をしているところである。加えて、林業及び木材の積卸し等に使用される主要な機械の動力源に供される軽油の代替燃料はなく、本税制措置が講じられることは有効である。</p>																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る還付措置（石油石炭税）																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																								
	要望の措置の妥当性	<p>軽油は、林業・木材産業を営むために必要不可欠な生産資材であり、経営の安定化を図るためには、この生産コストの負担を軽減する本特例措置を講ずることが妥当である。また、林業及び木材の積卸し等に使用される主要な機械の動力源に供される軽油の代替燃料はなく、本税制措置を講ずることは妥当である。</p>																								

	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	税負担軽減措置等の適用実績	対象者数 (人)	林業者等	1,892	1,989	2,047
木材加工業			1,602	1,542	1,478	1,435
木材市場業			319	311	301	303
パーク堆肥製造業			89	90	85	85
計			3,902	3,932	3,911	3,923
適用件数 (kl)		林業者等	86,515	91,657	92,634	98,739
		木材加工業	36,399	35,898	33,950	35,423
		木材市場業	7,756	7,727	7,261	8,301
		パーク堆肥製造業	5,943	5,671	5,967	6,099
計			136,613	140,953	139,812	148,562
減税見込額 (百万円)		林業者等	2,777	2,942	2,974	3,170
		木材加工業	1,168	1,152	1,090	1,137
		木材市場業	249	248	233	266
	パーク堆肥製造業	191	182	192	196	
計		4,385	4,525	4,488	4,769	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置					
	適用総額の種類	適用総額(千円)				
		2年度	3年度			
税額	77,621,716	77,798,908				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>軽油は林業・木材産業に必要不可欠な生産資材であり、その使用量は軽油の価格変動に左右されないことから、価格変動の影響が収益に直接影響を及ぼすこととなる。</p> <p>また、本特例措置が廃止された場合に、生産コスト増分を木材価格に転嫁することは容易ではないことから、本特例措置は林業・木材産業の経営安定化に有効であり、持続的かつ安定的な国産材の供給や、林業・木材産業の健全な発展と森林の多面的機能の発揮に貢献をしているところである。</p>					
前回要望時の達成目標	生産コストの低減による林業・木材産業の経営の安定化等を通じて、林業・木材産業の成長産業化を図り、令和7年の木材供給量4,000万m <sup>3</sup> に貢献する。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年の国産材の供給・利用量は3,400万m <sup>3</sup> であり、目標達成に向け、本特例措置を含めさらなる取組が必要。					
これまでの要望経緯	<p>昭和31年 創設、課税免除特例措置の対象に「林業」を指定</p> <p>昭和43年 対象に「素材生産業」を追加</p> <p>昭和53年 対象に「木材加工業」、「木材市場業」を追加</p> <p>平成6年 対象に「パーク堆肥製造業」を追加</p> <p>平成21年 軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限が廃止。軽油引取税の課税免除措置については3年間存続</p> <p>平成24年 特例措置の3年延長</p> <p>平成27年 特例措置の3年延長</p> <p>平成30年 特例措置の3年延長</p> <p>令和3年 特例措置の3年延長</p> <p>※ 木材加工業の適用対象から木材注葉業を除外</p>					